

広報

しおばら

6

2006/June

No.15

Shobara
SHOBARA The Public Information Magazine

“げんき”と“やすらぎ”のさとやま文化都市

特集 災害に強い地域づくり

今月の主な内容

- ひまわりバスがもっと便利に……………8
- 児童手当が小学校6年生まで拡大……………10
- 平成17年度下半期予算執行状況……………12
- シリーズ・市の台所事情……………14
- 自治振興区による除雪活動を支援します……………15
- 学校生活や子育ての悩みをご相談ください……………16
- 子育て推進委員を紹介します……………17
- 介護予防と自立支援をめざして……………18
- 障害者相談員にご相談ください……………19
- 住民票などの交付請求時に本人確認……………20
- お知らせします。国民健康保険……………21
- カーブ応援隊がALL-1N大賞を受賞……………22
- 安心・安全な毎日のために……………23
- ぐるりしよばらカメラレポート……………24
- お知らせ……………30
- 発見!しよばら……………36

西城町で5月11日に発生した土砂災害

特集 Special

災害に強い地域づくり かめだに 亀谷自治振興区が防災マップを作成

梅 雨のシーズンを迎え、長雨や集中豪雨による洪水、土砂災害などが心配な季節になりました。

比較的災害が少ないといわれる庄原市でも、平成16年の台風23号や平成18年豪雪など、近年思わぬ大きな災害により、尊い生命や貴重な財産が失われています。

庄原市や各防災機関は、災害に備えてさまざまな対策を実施していますが、実際に大規模災害が発生した場合、その被害を最小限に抑止めるには、地域の皆さんによる防災活動が不可欠です。

今回は、亀谷自治振興区(総領町)の「防災マップづくり」を紹介します。

1 高齢者が安心して暮らせる地域へ

総領町の中心部から府中市方面へ4キロ、国道432号と亀谷川に沿って、細長い谷間に集落が点在する亀谷地区には、85世帯、218人が暮らしています。

旧総領町では自治振興区による地域の自立をめざすため、自治振興区の経済活動を奨励し、亀谷自治振興区では、休耕田の活用と特産品開発をめざしたドジョウの養殖や大豆生産など、経済活動を自治振興区活動の柱として活動を行っています。

しかし、経済活動の一方、昨年度の自治振興区総会では、参加者から「高齢化が進み、

老人クラブも80歳以上の会員が大半を占め、会合や行事をすることも大変で、老人クラブの存続も危うい」と意見が出されるなど、地域課題の解決が重要なテーマとなりました。

実際に亀谷自治振興区の地域振興計画を作成する中で、改めて地域の状況を見渡すと、65歳以上の高齢化率は47%を超え、一人暮らしや二人暮らしの高齢者世帯が増えていました。「これは高齢化の問題に本気で取り組まないといけない」と、高齢者が安心して暮らせる地域づくりをめざすことになりました。

2 誰もが声を掛け合える 雰囲気づくり

高齢者が安心して暮らせるためには、助けてほしい時に、助けてほしいと言える雰囲気をつくるのが大事。亀谷自治振興区では、昨年8月から月に一度高齢者を集め、食事やおしゃべりをはじめ、健康づくりや昔なつかしい映画の上映会など、サロンを始めました。

して高齢者の送迎など、運営の中心的な役割を担う秋山義治さんは「高齢者に本当に喜んでもらっている。若い人で高齢者を支えようにも、その若い人がいない。このような交流を通し、高齢者同士が互いに支える関係ができれば」と今後の展開に期待を寄せています。



亀谷地区の集落



月に1度のサロン

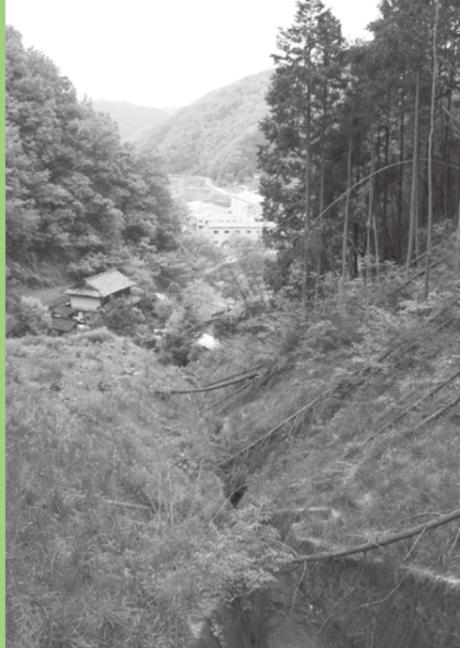
自主防災組織をつくろう

阪神・淡路大震災では、救出された人たちの約6割が、近所の方々により救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されています。

自主防災組織は、地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織のことを言います。具体的には、平常時の防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行います。

広島県の調べによると、平成15年4月現在で県内2,137団体の自主防災組織があり、県内全世帯の56.5%が加入しています。

庄原市においても、自治会や自治振興区による自主防災組織の取り組みが求められています。



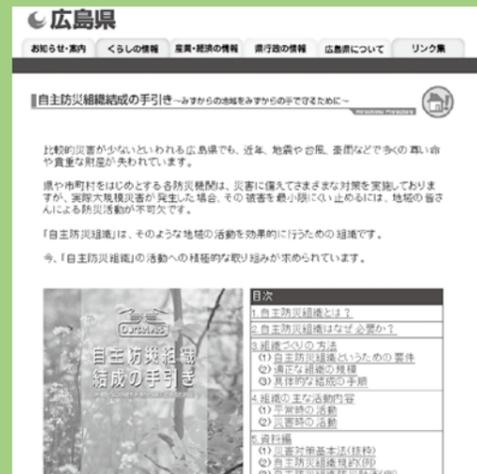
▲亀谷地区の土石流危険箇所



▲大雨の時は亀谷川が氾濫する危険性もある



▲亀谷防災マップを説明する秋山さん



■広島県ホームページ
<http://www.pref.hiroshima.jp/kankyo/shoubou/bousai/>

自主防災組織への助成制度

庄原市コミュニティ推進補助金

庄原市コミュニティ推進補助金は、自治振興区による、消防防災資機材の整備を支援します。

毎年、前年度の10月頃に申請を受け付け、(財)自治総合センターの補助決定を受けて、翌年度実施します。

●消防防災資機材の参考例

携帯用無線機、電池メガホン、可搬式動力ポンプ、ホース、エンジンカッターなど

●申請・問い合わせ

自治振興課または各支所地域振興課へ
 ☎0824-73-1209

ました。今後、自治振興区では、緊急事態対応マニュアルを作成し、防災訓練をする予定です。

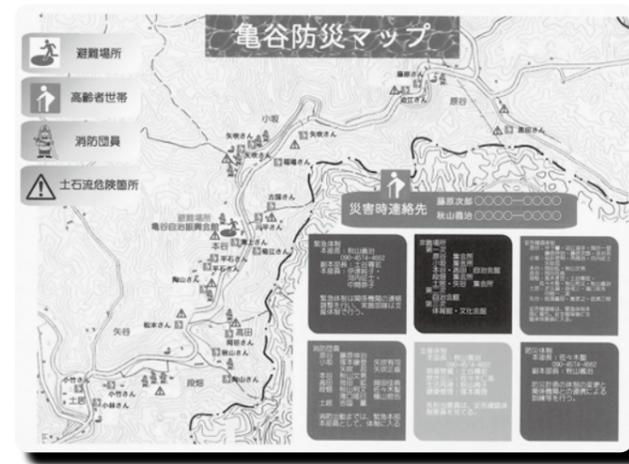
「小さい頃お世話になったおじさんやお婆さんが、いつの間にか施設へ入所したり、都会の子どものところへ行ったりして、本当に寂しい。高齢者は皆いつまでも亀谷で暮らしたいと願っている。高齢者が元気で自立して、ここで1日でも長く暮らせる地域にしていきたい」と秋山さんは願っています。

今でも大雨が降ると、あの時の記憶がよみがえる



秋山義治さん

昨年、市職員を退職し、自治振興区の総務部長を務める。「退職後は、少しのんびりしながら地域のお役に立てればと考えていたが、実際には毎日のように自治振興区や福祉のボランティアで忙しい。しかし、毎日刺激があって楽しい」と話す。市職員時代には、都市整備課に14年間勤務し、まちづくりを担当。人に関心を持ってもらったり、人に集まってもらったり、市職員の経験が今でも役に立つ。また、昭和47年の大水害を市職員として経験。何日も家に帰られない日々が続いた。「今でも大雨が降ると、あの時の記憶がよみがえる」と地域防災に警笛を鳴らす。



このサロンを開催する中で「高齢者が一番災害に弱い。いざ災害が起きた時に、住民がどのように行動するのか想定しておくことが大事」と地域防災システムづくりに取り組みことにしました。

3 地域防災システムづくり

中豪雨で、民家が水没しかけ、住民が近くの集会施設へ避難した経験がありました。

今年2月、亀谷自治振興区の市職員が市の防災計画を、住民へ説明しました。そこで、災害が発生すると消防団員や市職員は動員され、この地域でどれだけ活動ができるか分からない、消防団員や市職員以外の地域住民で、お互いに助け合わなければいけないことを学びました。

各集落から役員が集まり、実際に亀谷地区で災害が発生したことを想定しながら「この箇所が危ない」「この人にサポートが必要」などと、地図に一人暮らしや二人暮らしの高齢者世帯、土石流危険箇所を記入しました。2月から3月にかけて合計4回の会合を重ね、亀谷防災マップが完成しました。

この防災マップには、高齢者世帯や避難場所、消防団員、土石流危険箇所をマークし、高齢者世帯ごとに災害時の連絡先を記入しています。また、安否確認体制や避難場所、支援体制など、地域住民の役割も明記しています。

今後、現実に災害が発生すると、地域住民が、高齢者世帯の安全を確認し、避難が必要な時は、避難場所へ誘導または救出し、救援物資の配付や炊き出しなどを行います。



役員会で亀谷防災マップについて話し合う



①ため池の堤体に草木が繁っている、堤体のひび割れや漏水が見つけにくくなります。また草木の根が地盤をゆるめて決壊の原因になることがあります。梅雨前に立木や雑草は刈り取っておきましょう。

②ため池の洪水吐や放水路にゴミや土砂などが流れ込んでいたら、それらを取り除きましょう。また貯水量を増大させる目的で、土のうなどを積みあげている場合は、これを取り除いておきましょう。(土のうなどを取り除いていない場合、いわゆる人的行為によるものと判断される可能性があります)ある場合は、災害が発生しても復旧事業の対象となりません。

③事前に、ため池の堤体に陥没やひび割れ、漏水、湿つて柔らかくなった箇所がないかを点検しましょう。もし異常があった場合は、速やかに連絡をお願いします。

④井せきの洪水吐で角落とし方式のものは、洪水時に操作できないので、大雨などの予報がでたら速やかに取り除いておきましょう。

毎年、集中豪雨などにより農業施設の災害が発生しています。また、市内には古いため池も多く、新たに災害が発生する危険性もあります。災害を未然に防ぐために、次のことに十分注意しましょう。

平成17年度
庄原市災害件数
農地災害 32件
施設災害 21件

現在耕作されている農地(田・畑)・ため池、頭首工、用・排水路、農道など農業用施設が災害復旧の対象となります。

災害対象となる
主な条件は？

- 24時間雨量80mm以上
- 時間雨量20mm以上
- 被災時の河川水位が警戒水位以上
- 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。
- 農業用施設は利用者(関係者)が2戸以上が対象

農業施設の災害防止を！



昨年の農地災害(高野町)

■地元の分担金は？

- 農地 復旧事業費の4%
- 農業用施設 復旧事業費の2%
- ※工事着手前に納付していただきます。

■災害発生時の連絡先は？

建設課耕地係または各支所環境建設課・建設課へ。
期間が過ぎると対象にならない場合がありますので、早急にご連絡ください。

■問い合わせ

建設課耕地係
☎0824-73-1136

西城支所環境建設課
☎0824-82-2182

東城支所建設課
☎08477-215141

口和支所環境建設課
☎0824-87-2113

高野支所環境建設課
☎0824-86-2113

比和支所環境建設課
☎0824-85-3003

総領支所環境建設課
☎0824-88-3065

準備と情報で災害から身を守ろう

総務課行政係
☎0824-73-1123



5月に西城町で発生した土砂災害

市全域で約1500箇所が危険

庄原市は山地が多く、土砂災害の危険がある場所(土砂災害危険箇所)が約1500箇所あります。災害へ迅速に対応するためには、大雨や危険箇所についての正確な情報や知識、また日ごろからの備えが大切です。



広島県土砂災害マップ
<http://www.sabo.pref.hiroshima.jp/karte/>

土砂災害の前兆

土砂災害が起こる前には、危険箇所には何らかの変化が現れます。次のような現象が見られたときは、すぐに安全な場所へ避難しましょう。

- 土石流 山鳴りや立木の裂ける音がある。川の水が濁る。
- がけ崩れ がけに亀裂が入り、小石が落ちてくる。がけからの水が濁る。
- 地すべり 地面にひび割れができ、斜面から水が噴き出す。沢や井戸の水が濁る。

いざという時の準備を

家族や地域で、災害時に集合する避難場所や避難ルート、連絡方法などを確認しておきましょう。また、ラジオや懐中電灯をはじめ、貴重品、食料、医薬品、衣類など持ち出すものをまとめておきましょう。

消防庁ホームページ災害・危機管理サイト
<http://www.e-college.fdma.go.jp/top.html>

雨量に要注意

雨量が1時間に20ミリ以上、または降り始めから100ミリ以上になったら要注意です。県では、大雨の警戒や避難のため、気象や雨量の情報をインターネットや電話により提供しています。また、携帯電話からも情報を閲覧することができます。

■電話による雨量情報提供 ☎0824-72-0296

■携帯電話用ホームページ

NTTドコモの携帯電話から
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/i>
ボーダフォンの携帯電話から
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/j>
auの携帯電話から
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/a>



雨量情報



広島県防災情報システム
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp>

児童手当 小学校6年生 まで拡大

所得制限も引き上げ

児童手当の制度が改正され、支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の3月31日)までから小学校6年生(12歳到達後最初の3月31日)までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。



経過措置と申請

今回の制度改正により新たに支給対象となる保護者の方は、平成18年9月29日(金)までに受付したものに限り、特例的に平成18年4月1日にさかのぼって支給されます。ただし、転入した日、所得などにより、申請した日

の翌月からなる場合もありますので、お早めに申請してください。
なお、平成18年10月2日(月)以降に申請された場合は、経過措置はなく申請日の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。



これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様へ

平成16年中または平成17年中の所得額により、受給できない場合がありますので、申請に必要なものは、

- ① 印鑑
 - ② 申請者(児童の父・母または養育者)の健康保険証
 - ③ 申請者名義の預金通帳(郵便局を除く)
- ④ 平成17年1月1日に住所



小学校4年生〜6年生の児童がいる保護者の皆様へ

(平成6年4月2日生まれ〜平成9年4月1日生まれ)

- ① 小学校5年生、6年生の児童がいる保護者のうち弟や妹がいて、現在、児童手当を受給されている保護者の方は、額改定(増額)申請が必要です。申請に必要なものは、印鑑だけです。
- ② 小学校5年生、6年生の児童がいる保護者のうち、現在、児童手当の受給がなく、平成16年中又は平成17年中の所得額が次ページ所得制限額未満の保護者の方は、認定請求(新規)申請が必要です。申請に必要なものは、所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

が新庄原市以外の方は平成17年度児童手当所得証明書、平成18年1月1日に住所が新庄原市以外の方は平成17・18年度児童手当所得証明書。

過去に、所得制限により却下・消滅となった方につきましても、今回の所得制限の引き上げにより受給できる場合があります。

と同じです。

受付は随時行っていますが、5月中旬までに申請がされなかった該当年齢の児童がいる保護者の方には5月末に案内と申請書を郵送しています。

- ③ 小学校4年生の児童がいる保護者のうち、平成18年3月まで庄原市で児童手当を受給されている保護者の方は、資格が継続されますので、申請は必要ありません。ただし、6月分以降の支給を判定するため、5月末に郵送した「現況届」を例年どおり提出してください。

児童手当制度とは

〔平成18年4月1日〕

児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

②支給月額

第1子……………5,000円
 第2子……………5,000円
 第3子以降…10,000円

③支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、4カ月分をまとめて支給します。

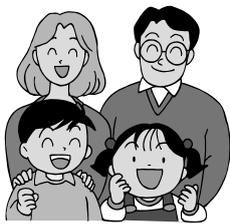
児童手当制度のしくみ

①支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

④所得制限限度額（平成18年4月から）

養育者の平成17年中（平成18年4・5月分の手当）は平成16年中の所得額が下記表の所得限度額未満ならば支給対象となります。



■所得制限限度額表

養育者の税法上の扶養人数	自営業者の所得限度額 (国民年金・年金未加入者)	サラリーマンの所得限度額 (厚生・共済年金加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
以下1人増えるごとに	38万円を加算します	38万円を加算します

所得額は次の方法で計算します。

- 給与所得者は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から8万円を引いた後の額。
- 事業所得者は、確定申告書の所得金額欄の合計額から8万円を引いた後の額。
- さらに、右表の控除額があれば、その控除した後の額が所得額となります。

詳細については、児童福祉課へお問い合わせください。

所得額から控除できるもの	控除額
医療費・雑損・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額
寡婦・寡夫控除	27万円
特別寡婦控除	35万円
障害者控除(一人につき)	27万円
特別障害者控除(一人につき)	40万円
老人扶養控除(一人につき)	6万円
老年者控除(平成16年中所得のみ)	50万円

⑤毎年、現況届の提出が必要です
 現在、児童手当を受けている方は、市が5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要事項を記入のうえ、6月中に提出してください。

この現況届の提出がないと、6月分以降の手当は支給されませんので、ご注意ください。

■申請・問い合わせ

児童福祉課又は各支所保健福祉係・福祉係へ申請してください。なお、公務員の方は、勤務先での申請になります。

- 児童福祉課児童福祉係 ☎0824-73-1192
- 西城支所保健福祉係 ☎0824-82-2202
- 東城支所福祉係 ☎08477-2-5131
- 口和支所保健福祉係 ☎0824-87-2114
- 高野支所保健福祉係 ☎0824-86-2114
- 比和支所保健福祉係 ☎0824-85-3002
- 総領支所保健福祉係 ☎0824-88-3110

市税の収入状況

一般会計			
区分	調定額	収入済額	収入率
市民税	14億1,197万円	12億9,883万円	92.0%
固定資産税	24億9,226万円	19億7,276万円	79.2%
軽自動車税	1億1,261万円	1億797万円	95.9%
市たばこ税	2億1,527万円	2億1,526万円	100.0%
鉱産税	79万円	76万円	96.2%
入湯税	1,243万円	1,243万円	100.0%
計	42億4,533万円	36億801万円	85.0%
特別会計			
区分	調定額	収入済額	収入率
国民健康保険税	11億9,698万円	10億4,267万円	87.1%

一般会計の事項別収支



市債の状況

区分	合計	686億8,330万円
16年度末現在高	一般会計	551億4,795万円
	特別会計	135億3,535万円
	住宅資金	1億4,605万円
	歯科診療所	1,670万円
	ダム対策	1億4,760万円
	国民健康保険(直診)	4,425万円
	公共下水道事業	63億3,996万円
	農業集落排水事業	30億4,829万円
	浄化槽整備事業	1,550万円
	簡易水道整備事業	31億8,811万円
	工業団地造成事業	5億7,480万円
	宅地造成事業	1,410万円
17年度借入額(見込み)	合計	79億380万円
	一般会計	70億8,770万円
	特別会計	8億1,610万円
	住宅資金	0
	歯科診療所	0
	ダム対策	0
	国民健康保険(直診)	0
	公共下水道事業	3億390万円
	農業集落排水事業	4億8,670万円
	浄化槽整備事業	700万円
	簡易水道整備事業	1,850万円
	工業団地造成事業	0
	宅地造成事業	0
17年度元金償還金	合計	55億2,456万円
	一般会計	50億4,413万円
	特別会計	4億8,043万円
	住宅資金	2,600万円
	歯科診療所	226万円
	ダム対策	0
	国民健康保険(直診)	599万円
	公共下水道事業	2億6,515万円
	農業集落排水事業	5,302万円
	浄化槽整備事業	0
	簡易水道整備事業	1億1,050万円
	工業団地造成事業	1,750万円
	宅地造成事業	0
年度末現在高(見込み)	合計	710億6,254万円
	一般会計	571億9,152万円
	特別会計	138億7,102万円
	住宅資金	1億2,005万円
	歯科診療所	1,443万円
	ダム対策	1億4,760万円
	国民健康保険(直診)	3,826万円
	公共下水道事業	63億7,871万円
	農業集落排水事業	34億8,196万円
	浄化槽整備事業	2,250万円
	簡易水道整備事業	30億9,611万円
	工業団地造成事業	5億5,730万円
	宅地造成事業	1,410万円

17年度

下半期

財政課財政係
☎0824-73-1129

予算の執行状況

市では、予算の執行が、どのような状況になっているのかを市民の皆さんに知っていただくために、毎年財政状況を公表しています。今回は、平成17年度予算の3月31日現在の執行状況をお知らせします。

市の財政は、市民の皆さんに納めていただく税金や、国・県からの補助金、市債(市の借金)などを主な財源として運営しています。

平成17年度の一般会計の予算額は、前年度からの繰越事業費5億1,403万円を含め、331億4,086万円スタートし、その後12回の補正により、最終予算額は336億871万円、また14の特別会計の予算総額は200億1,739万円です。

なお、年度は3月末日までですが、出納整理は5月31日まで行いますので、この度お知らせする額が、

そのまま平成17年度の決算額となるものではありません。(金額は万円未満を四捨五入していますので、内訳の合計は必ずしも一致しません。)

一般会計予算の執行状況

歳入	予算現額	336億871万円
	収入済額	285億6,693万円
歳出	予算現額	336億871万円
	執行済額	265億9,135万円

会計別収支の状況

区分	当初予算	前年度からの繰越金	当初予算額	補正予算額	予算現額①	収入済額②	②/①%	執行済額③	③/①%
一般会計	326億2,683万円	5億1,403万円	331億4,086万円	4億6,785万円	336億871万円	285億6,693万円	85.0%	265億9,135万円	79.1%
特別会計	200億8,496万円	0	200億8,496万円	▲6,757万円	200億1,739万円	160億6,325万円	80.2%	174億2,954万円	87.1%
住宅資金	3,211万円	0	3,211万円	253万円	3,464万円	2,574万円	74.3%	1,874万円	54.1%
診療所	9,172万円	0	9,172万円	375万円	9,547万円	9,711万円	101.7%	8,391万円	87.9%
歯科診療所	2,522万円	0	2,522万円	42万円	2,564万円	1,934万円	75.4%	2,175万円	84.8%
ダム対策	1億4,141万円	0	1億4,141万円	743万円	1億4,884万円	1億4,179万円	95.3%	1億3,857万円	93.1%
国民健康保険	39億168万円	0	39億168万円	3億2,389万円	42億2,558万円	37億8,649万円	89.6%	38億8,281万円	91.9%
国民健康保険(直診勘定)	9,588万円	0	9,588万円	197万円	9,785万円	8,314万円	85.0%	7,954万円	81.3%
老人保健	73億7,192万円	0	73億7,192万円	6,590万円	74億3,782万円	65億6,155万円	88.2%	68億2,433万円	91.8%
介護保険	43億5,147万円	0	43億5,147万円	▲8,630万円	42億6,517万円	35億9,817万円	84.4%	38億2,428万円	89.7%
公共下水道事業	16億9,769万円	0	16億9,769万円	▲3,853万円	16億5,916万円	7億4,087万円	44.7%	12億296万円	72.5%
農業集落排水事業	18億8,801万円	0	18億8,801万円	▲2億6,774万円	16億2,027万円	8億2,955万円	51.2%	9億9,338万円	61.3%
浄化槽整備事業	7,093万円	0	7,093万円	▲3,128万円	3,965万円	1,315万円	33.2%	2,998万円	75.6%
簡易水道事業	3億4,268万円	0	3億4,268万円	▲187万円	3億4,082万円	1億4,008万円	41.1%	3億542万円	89.6%
工業団地造成事業	5,939万円	0	5,939万円	▲3,316万円	2,623万円	2,624万円	100.0%	2,377万円	90.6%
宅地造成事業	1,485万円	0	1,485万円	▲1,459万円	26万円	4万円	15.4%	10万円	38.5%

市の台所事情

予算規模の推移（合併前と合併後）と特徴的な動き

財政課 財政係 ☎0824-73-1129

今月号から、「市の台所事情」と題して、庄原市の財政状況をシリーズでお知らせします。

①歳入の特徴

市の年収にあたる歳入の総額は、年々徐々に減少傾向にあり、H18をH12と比較すると、約52億円減少しています。その主なものは、国から一定の基準で交付される地方交付税が31.8億円、皆さんから納めていただいた市（町）税が2.4億円と減少しています。

これは、国が進めている「三位一体改革」や、未だ回復しない地域経済などの影響によるもので、これらによる歳入不足部分を、市の貯金にあたる基金を繰り入れてまかっています。

②歳出（性質別）の特徴

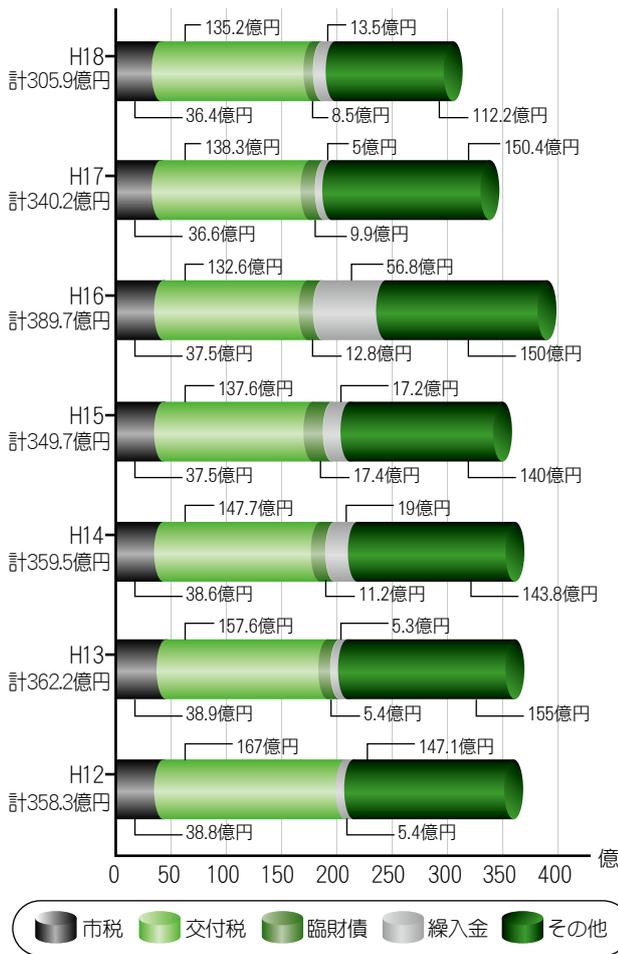
昨年3月31日、地域の生き残りをかけ、最大の行財政改革とも言える、1市6町の合

併を行いました。合併により、町長などの特別職や議会議員数などが減少し、また、新しく市の組織も作られ、職員数も減少しました。この結果として、人件費の削減（▲4.3億円）につながりました。

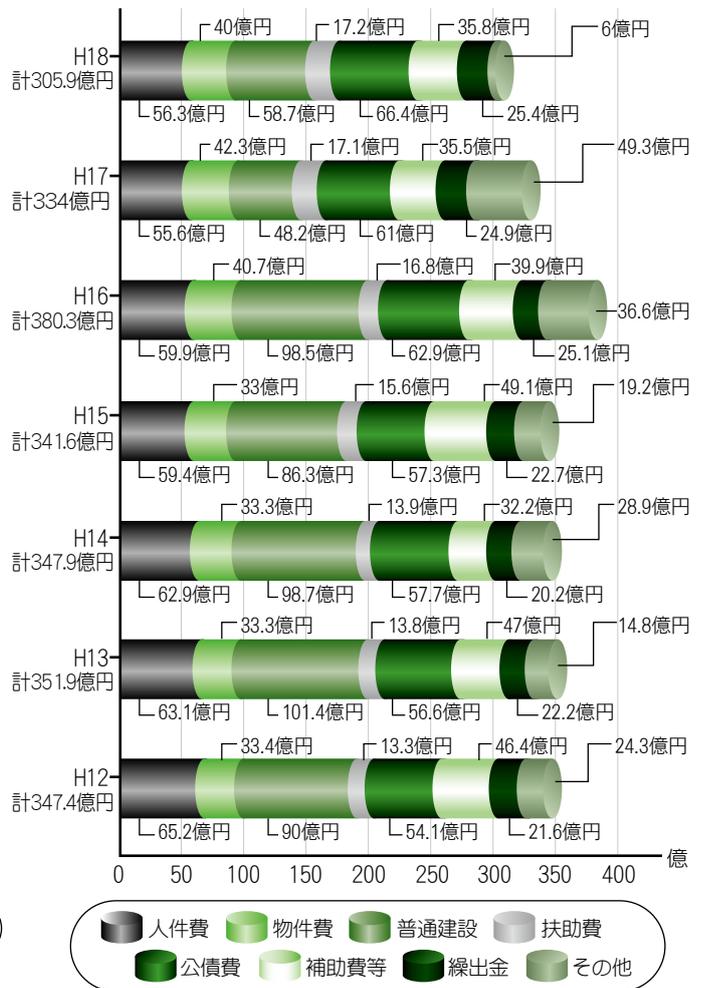
また、道路の整備を行うための普通建設事業費について、H18をH12と比較すると、31.3億円減少しています。これは、新市建設計画に沿って事業を実施していることにより、一方、合併前に各市町が行った建設事業のために借入れた借金の返済も行っており、借金の返済に充てる公債費は、年々増加傾向にあり、市の財政を圧迫しています。

来月号では、「歳入の推移と一般財源とは」と、「基金の取り崩しと基金の残高」について掲載を予定しています。

■歳入の推移



■歳出の推移



※文、グラフ中、H12～H16までは各年度決算数値、H17は平成17年度決算見込数値、H18は平成18年度当初予算数値を用いています。
 ※歳入、歳出のグラフは、一般会計に住宅資金特別会計や歯科診療所特別会計などを含んだ普通会計ベースで作成しています。
 ※金額は億円(四捨五入)で表示していますので、内訳の合計は必ずしも一致しません。

地域内除雪機械整備事業

自治振興区による 除雪活動を支援します

自治振興区に

除雪機を配備

昨年末からの豪雪は、市民生活に不安の影を落としました。

市では、全ての自治振興区(88区)を対象として、18年度、19年度の2カ年の予定で、自治振興区に除雪機を貸し出し、地域のみなさんによる除雪活動を支援します。

自治振興区で、地域内の除雪活動を行うための仕組みをつくり、安心して暮らせる地域づくりをすすめます。

6月末までに申請を

除雪機の配備を希望される自治振興区は、6月末までに、本庁・支所の担当課へ申請してください。事業の概要は次のとおりです。

除雪機の配備計画は？

除雪機は、18年度、19年度の2カ年の予定で希望される自治振興区に配備します。

配備計画台数及び配備予定年度は、88の自治振興区を積雪量や地形的な状況、世帯数などを考慮し、比較的の雪の多い地域を「豪雪地域」、それ以外を「積雪地域」とし、18年度は「豪雪地域」、19年度は「積雪地域」に計画的に配備する予定です。

地域別配備計画

地域	18年度		19年度		合計	
	豪雪地域		積雪地域		台数	区数
	台数	区数	台数	区数		
庄原地域	0	0	26	8	26	8
西城地域	11	8	17	10	28	18
東城地域	23	8	22	21	45	29
口和地域	7	4	9	5	16	9
高野地域	17	11	0	0	17	11
比和地域	13	6	0	0	13	6
総領地域	0	0	2	7	2	7
計	71	37	76	51	147	88

*「豪雪地域」は1自治振興区50世帯あたり、おおむね1台を基本に、積雪の状況、地形、住宅密集地などの地域状況を勘案し、必要台数を積算しています。

*平成17年度コミュニティ推進補助金・自治振興区活動促進補助金及び平成18年度コミュニティ推進補助金において、配備された自治振興区及び配備されることが確定している自治振興区は、必要台数から控除しています。

貸し出しの要件は？

自治振興区が活動の主体となり、自主的、自発的に除雪機による除雪活動を行うことを基本として、次の要件を満たすものとします。

①除雪機を効果的に活用するための除雪活動組織を設置していること。

②除雪が必要な個所、順位などを示した除雪活動計画を策

定していること。

③除雪活動の運営に必要な使用規約などを定めていること。

経費負担は？

使用貸借契約を締結し、自治振興区へ無償で貸し付けますので、購入費用は要りません。しかし、燃料費、修繕料、消耗品費など、除雪機の使用、保管、保守管理に必要な全ての経費は、自治振興区の負担と

します。ただし、大規模な修繕については、双方が協議し対応を検討します。

市の役割と

自治振興区の役割は？

市は、道路管理者として、引き続き基準に基づいた除雪作業を行います。自治振興区は、地域で除雪が必要な世帯、生活道、広場などを把握し、自主的な除雪活動の仕組みをつくり、自治振興区内の除雪活動を展開します。

●申請・問い合わせ

事業の問い合わせや申請手続きのご相談は、自治振興課または各支所地域振興課へお願いします。

自治振興課自治振興係

☎0824-731209



相談員・指導員にご相談ください

市では、子どもや保護者、教職員の悩みや相談に応じるため、相談員や指導員を配置し、相談窓口を開設しています。昨年度は、「学校に行きたくない」などの不登校の悩みや友人関係、親子関係など延べ約1,000件の相談がありました。

今年度は、スクールカウンセラーの配置校が昨年の中学校3校から5校になり、体制が充実しました。また、配置校の児童・生徒や保護者の方だけでなく、他校や各地域からもお気軽にご相談ください。秘密は厳守されます。

教育指導課指導係 ☎0824-73-1184



相談員
河戸靖子さん

学校生活や家庭での教育など、どんなことでも気軽にご相談下さい。また、地域の方からの相談も受け付けます。

■相談場所 東小学校
☎0824-72-0601
■相談日時
毎週月曜日・金曜日
8時～12時
毎週木曜日
14時～17時

「子どもと親の相談員」による相談受付

子どもたちや教職員の学習や学校生活に関する悩み、保護者の子育てなどの悩みの相談に応じるため、東小学校に「子どもと親の相談員」を、庄原中学校、西城中学校、東城中学校、比和中学校、総領中学校に「スクールカウンセラー」を配置しています。

事前の申し込みは必要ありませんが、各学校の教頭か担当者、または教育指導課へお問い合わせください。

「子どもと親の相談員」と「スクールカウンセラー」

児童生徒の学習や学校生活の悩み、不登校などの諸課題について、また、保護者の子育ての悩みなどの相談に応じています。

■相談場所・相談日時
庄原中学校・毎週木曜日
☎0824-72-2195
西城中学校・毎週水曜日
☎0824-82-2911
東城中学校・毎週金曜日
☎08477-2-0337
比和中学校・毎週火曜日
☎0824-85-2110
総領中学校・毎週水曜日
☎0824-88-2035

「スクールカウンセラー」による相談受付



総領中
中野裕子さん



比和中
宮村忠伸さん



庄原中、西城中
石田 茂さん



東城中
川岡 史さん



教育交流教室「つばさ」では、「子どもと親の相談員」や「スクールカウンセラー」をはじめ、子どもたちの生活や学習を支援する機関・施設や各学校と連携しながら、適切な支援をしています。



指導員
中村克子さん

■開設日時
毎週月・水・金曜日 9時～15時
■開設場所
備後庄原駅舎内
■問い合わせ
相談を希望される場合は、「つばさ」または教育指導課へお問い合わせください。
教育交流教室「つばさ」
☎0824-75-0223

不登校の児童・生徒に対し、学校への復帰、また自立に向けて、教育交流教室「つばさ」が備後庄原駅舎内に開設されて3年目になりました。

「つばさ」では、来室した子どもの学習指導や自学自習の支援、学校・家庭での悩み・相談への対応を行っています。また、保護者や家族、地域からの相談にも応じています。気軽に相談してください。

教育交流教室「つばさ」



応援します!あなたの子育て 子育て推進委員の皆さんをご紹介します



子育て推進会議(庄原地域)

市が委嘱する「子育て推進委員」は、市内各地域子育て支援センターと連携し、子育て支援のあり方の検討や、支援事業のサポートを行うなど、子育て支援の推進を図るための活動をしています。

各地域で行う子育て支援の催しなどにも参加していますので、どうぞお気軽に声をかけてください。

問い合わせ 児童福祉課子育て支援係 ☎0824-73-0051

庄原市子育て推進委員一覧

庄原地域	
青木 勇	西本町
山下 敦子	三日市町
田邊 昭代	西本町
本廣 裕子	峰田町
森元 静美	板橋町
横山 桂子	戸郷町
森原 愛子	掛田町
寺西 玉実	山内町
青木 ルリ子	三日市町
谷口 道子	上原町
入江 敬恵	川西町
松村 敏子	西本町
住田 則雄	上原町
森信 広子	川手町

東城地域	
井上 尚美	川東
片島 富子	久代
田口 治美	東城
中村 房江	川西
増原 淳子	粟田
前原 征子	川西

総領地域	
蔵吉 公子	稲草
竹口 ひとみ	黒目
加藤 冷子	亀谷
瀧口 幸枝	稲草
上瀧 吹枝	稲草

西城地域	
古川 由紀	八鳥
牧原 正治	中野
片山 良子	小鳥原
前田 マツ枝	三坂
堀川 富子	西城
池尻 亜弥	西城
明見 直子	八鳥

□和地域	
山田 昌子	向泉
深井 繭美	向泉
早井 千波	金田
奥田 真夕子	金田
舛原 順子	湯木

高野地域	
赤水 高子	新市
西本 翠	新市
村田 秀淑	新市
柳原 初美	上里原
草谷 眞佐子	高暮
小川 美代子	新市

比和地域	
森田 一宜	比和
小田 美智子	森脇
垣内 正	森脇
須山 千代	三河内
垣元 万亀男	森脇
梶川 寛子	比和



庄原(駅舎)ひだまり広場で、お母さんたちの紙芝居



地域ひだまり広場で、おばあちゃんたちとの交流
「抱っこされてうれしいな」



地域ひだまり広場「牛さーん こんにちは」

介護予防と 自立支援をめざして



介護保険法の施行後5年が経過しました。それに伴いサービス利用が増加するなど、介護保険制度が定着してきました。

また、庄原市でも高齢化と少子化の傾向がますます強まり、超高齢化社会の到来とともに、介護を必要とする人が増えてきています。

こうした中で、介護保険制度を安定した制度として維持・発展させるために、今回介護保険制度が改正され、次のような点が変更になりました。



【予防を重視した 制度への転換】

要支援の方に介護予防サービスがはじまります。

介護保険の基本理念である『自立支援』をより推進する観点から、軽度の認定者(要支援1と2)の方に対する『新予防給付』が創設されました。『新予防給付』とは、要支援状態にある方の状態がさらに悪化しないよう維持・改善を図るもので、出来る限り自立した生活を送られるよう支援します。既存のサービスも、予防型の内容に見直されます。

地域支援事業を行います

要介護(要支援)になる恐れのある高齢者を対象とし、効果的な介護予防事業などを介護保険事業として位置付け、市が主体となって事業を行います。

介護予防事業

対象者を選定し、転倒予防教室など、要介護状態になるのを、防止するための事業を行います。

包括支援事業

総合相談、高齢者の実態把握、虐待防止などの権利擁護などを行います。

任意事業

家族介護支援、日常生活支援などの事業を行います。



平成18年4月から、本庁・各支所に地域包括支援センターが設置されました。上記の業務内容のほか、認定結果が要支援1と2の方に介護予防支援として次のような関わりをしています。

- ①介護予防計画作成に関する契約をします。
- ②ケアマネジャーにより作成された介護予防計画を利用者の方やその家族、関係機関とともに確認します。(カンファレンス)

今後も、要支援1と2の方にはご連絡をした上で、訪問などをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。



カンファレンスの様子

■問い合わせ

庄原地域包括支援センター ☎0824-73-1116
西城地域包括支援センター ☎0824-82-2202
東城地域包括支援センター ☎08477-2-5131

口和地域包括支援センター ☎0824-87-2114
高野地域包括支援センター ☎0824-86-2114
比和地域包括支援センター ☎0824-85-3002
総領地域包括支援センター ☎0824-88-3110

障害者相談員に、お気軽にご相談ください

庄原市が委嘱する「身体障害者相談員」、「知的障害者相談員」は、身体障害や知的障害のある人のいろいろな相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、関係機関に連絡をとるなど、その援助を図っています。各地域で、次の方々が相談員として委嘱されていますので、お気軽にご相談ください。

社会福祉課生活福祉係 ☎0824-73-1166

身体障害者相談員

担当地区	名 前	住 所	連絡先
庄 原	正宗 良之	庄原市川北町636番地1	0824-71-1606
	田畠 富夫	庄原市東本町一丁目20番8号	0824-72-6969
	金沖 一三	庄原市戸郷町5番地48	0824-72-2289
西 城	長谷川 敏子	庄原市西城町中迫166番地	0824-82-3727
東 城	小田 龍雄	庄原市東城町川西871番地2	08477-2-0393
	伊ノ木 健治	庄原市東城町久代101番地6	050-3427-0988
口 和	横山 敏美	庄原市口和町宮内89番地3	0824-87-2257
高 野	田部 秀基	庄原市高野町新市795番地1	0824-86-2229
比 和	和田 勅相	庄原市比和町三河内1903番地	0824-85-2368
総 領	山中 正憲	庄原市総領町中領家562番地1	0824-88-2858

知的障害者相談員

担当地区	名 前	住 所	連絡先
庄 原	四水 薫	庄原市濁川町603番地	0824-72-4782
	三河内偉津夫	庄原市永末町123番地	0824-72-6451
西 城	山城 倬也	庄原市西城町中野1355番地	0824-82-3071
東 城	藤澤 光弘	庄原市東城町受原144番地1	08477-4-0117
口 和	森永 正憲	庄原市口和町向泉322番地	0824-87-8082
高 野	加藤 賢三	庄原市高野町新市686番地	0824-86-2507
比 和	戸谷 繁美	庄原市比和町比和617番地2	0824-85-2765
総 領	河内 文雄	庄原市総領町亀谷625番地	0824-88-2836

福祉タクシー券の 交付対象者を拡大



市では、外出に支障のある重度の障害者に対して、外出の機会や活動範囲を広げていただくために、福祉タクシー券を交付しています。

これまで、交通手段のない方を対象にしていたものが、今年4月から、交通手段のある方など、交付対象者の範囲を拡大しました。

これまでの交付対象者

市内に住所を有し、交通手段のない方で次のいずれかに該当する方。

- 身体障害者手帳の1級または2級所持者
- 次に掲げる障害による身体障害者手帳の3級所持者（視覚障害・下肢機能障害・体幹機能障害・人工透析を受けている方）
- 療育手帳の㊸、Aまたは㊹の所持者

● 精神保健福祉手帳の1級または2級所持者

4月1日からは

- ① 交通手段のある方にも交付します。
- ② 身体障害者手帳3級所持者のうち「じん肺症による呼吸器機能障害」の方にも交付します。

福祉タクシー券の交付は、庄原市社会福祉協議会（各地域センター）で行っています。交付を希望される方は、手帳と印鑑をご持参ください。

■ 問い合わせ

庄原市社会福祉協議会
☎0824-17217120



7月3日から

住民票・戸籍証明書などの 交付申請時に本人確認の 書類の提示をお願いします



最近、住民票の写しや戸籍証明書(謄本・抄本)などを、本人になりすまして不正に取得する事件が全国的に発生し、社会的な問題になっています。

本市では、市民の個人情報を守り、このような不正行為による被害を未然に防止するために、平成18年7月3日(月)から住民票などの交付申請を受けるときに、身分証明書などの提示をお願いします。

【交付申請の際、 本人確認を行う証明書】

- 住民票の写し・住民票記載事項証明書など住民票に関する証明書
- 戸籍謄本・抄本(全部事項証明書・個人事項証明書)、改製原戸籍、除籍などの戸籍証明書
- 戸籍の附票
- 身分証明書
- 外国人登録原票記載事項

証明書

- 所得証明書、課税証明書、納税証明書、評価証明書などの市税にかかる証明書

【提示して

いただく書類の例】

運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳、外国人登録証明書など官公署が発行した各種免許証・許可証・資格証明又は身分証明書

やむを得ずこれらの書類が提示できない場合は

金融機関のキャッシュカード、預金通帳、社員証、会員証、学生証、クレジットカード、病院の診察券など通常本人及び同一世帯員以外の者が所持することができない書類

本人確認として
認められない書類

本人が自書した会員証、ポイントカード、名刺など

※上記の本人確認の書類が提示できない時は、口頭で必要な事項をお尋ねし確認をさせていただきます。

なお、本人および同一世帯員以外からの住民票などの交付請求の場合は、窓口へこられた方の本人確認と必要とされる方からの『委任状』の提出をいただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

■問い合わせ

市民生活課戸籍住民係

☎0824-73-1157

各支所

市民課・市民生活課

市民生活係まで

お知らせします。国民健康保険

保健医療課 国保年金係 ☎0824-73-1158

65歳以上の年金受給者の皆様へ

年金課税の見直しにより、18年度の保険税に影響がでます

平成16年度の税制改正により、65歳以上の方の公的年金等所得の算出方法が変更されました。このため、平成17年1月1日以前に65歳の誕生日を迎えられた方は、同じ年金収入でも平成18年度の所得が平成17年度より増加することになります。

保険税は所得割・資産割・均等割・平等割により算出されていますので、所得の増加に伴い、保険税が増加してまいります。

また、これまで世帯の合計所得が一定基準以下で、保険税が軽減されていた世帯でも、所得の増加に伴い、保険税が増加する場合があります。

年金課税の見直しによる保険税の急激な増額を緩和するため、平成18年度と平成19年度の2年間経過措置を講じるよう、地方税法が改正されています。

国民健康保険の被保険者が、病気やけがなどで一定額を超える高額の自己負担を支払わなければならないとなったときは、申請すれば、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として、あとから支給されます。(申請にあたっては、医療機関の領収書が必要です。)

※自己負担限度額は、年齢や世帯の市民税の課税状況などにより異なります。また、10月から自己負担限度額の変更が予定されていますので、詳しくはその時にお知らせします。

これは、高額療養費として支給される見込み額が10万円以上の時に、その9割を限度に庄原市国民健康保険高額の療養費貸付基金から貸付を行うものです。

高額療養費貸付の条件などについては、保健医療課国保年金係へお問い合わせください。

厚生年金や共済年金を受給している人が国民健康保険に加入するとき、または既に国民健康保険に加入している人が厚生年金や共済年金を受給することになったときは、『退職者医療制度』に関する届出が必要となります。

まだ届出が済んでいない方は手続きをお願いします。

届出はお済みですか？退職者医療制度

対象になる方

国民健康保険に加入する(している)人で、次の要件に両方該当される方とその被扶養者

①厚生年金、共済年金から老齢(退職)年金を受けている人で、その被保険者期間が20年以上、または40歳以降10年以上ある人

●年金証書

●国民健康保険証(すでに加入されている方のみ)

●印鑑

届出に必要なもの

●年金証書

●国民健康保険証(すでに加入されている方のみ)

●印鑑

医療費が高額になった場合は

高額療養費制度

国民健康保険の被保険者が、病気やけがなどで一定額を超える高額の自己負担を支払わなければならないとなったときは、申請すれば、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として、あとから支給されます。(申請にあたっては、医療機関の領収書が必要です。)

※自己負担限度額は、年齢や世帯の市民税の課税状況などにより異なります。また、10月から自己負担限度額の変更が予定されていますので、詳しくはその時にお知らせします。

これは、高額療養費として支給される見込み額が10万円以上の時に、その9割を限度に庄原市国民健康保険高額の療養費貸付基金から貸付を行うものです。

高額療養費貸付の条件などについては、保健医療課国保年金係へお問い合わせください。

医療機関での支払いが高額で、いったん支払うことが困難な時は、無利子の貸付を利用していただける制度があります。

これは、高額療養費として支給される見込み額が10万円以上の時に、その9割を限度に庄原市国民健康保険高額の療養費貸付基金から貸付を行うものです。

高額療養費貸付の条件などについては、保健医療課国保年金係へお問い合わせください。





庄原市カープ応援隊が 「中国新聞カープ ALL-IN大賞」 を受賞!!

商工観光課観光交流係 ☎0824-73-1178

広 島東洋カープを軸に地域を考えるグループやカープを支えるファンをたたえる「中国新聞・カープALL-IN大賞」の第2回表彰式が5月5日、広島市民球場で行われ、庄原市カープ応援隊が表彰されました。

対中日戦の試合前、センタースタンドから庄原市カープ応援隊の40人がグラウンドに降りて、表彰状と10万円、カープグッズを受け取ると、満員の観客から大きな拍手が贈られました。

庄原市カープ応援隊は、昨年から市と商工会議所・観光協会・庄原郷心会を中心に協力金を募り、年間指定席を購入し応援をしています。また、庄原市全域の取り組みとして多くの住民が参加し、「新庄原

市」の一体感の醸成にも貢献しました。選考委員会では「声援で球団を後押しするだけでなく、地域の団結や元気も生み出した」と高く評価されました。



市民の声で、カープの 応援とわがまち自慢!

	期 間	スポットCM内容
1	4月4日～4月19日	桜 編
2	4月20日～5月7日	新 緑 編
3	5月16日～5月22日	山 開 き 編
4	5月23日～6月10日	ア イ ス 編
5	6月11日～6月24日	ほ た る 編
6	7月5日～7月28日	キ ャ ン プ 編
7	7月29日～8月11日	花 火 大 会 編
8	8月12日～8月23日	温 泉 施 設 編
9	8月24日～9月10日	秋 の 味 覚 編
10	9月12日～9月24日	紅 葉 編

※雨天などにより試合が延期になるなど、試合日程の変更によりCM期間に変動があります。

市では、今年度初めての試みとして、ラジオCMでカープの応援と庄原市のPRを始めました。

4月4日から9月24日の間、広島市民球場で行われる公式戦64試合の試合開始3分前ごろから20秒間、市民の声でカープを声援、そして市の観光スポットや特産品、イベントなど10通りのパターンを、ラジオ放送(中国放送)で流しています。



秋の味覚編を収録する総領保育所の園児

安心 & 安全な 毎日のために 消防編



危険物安全週間

6月4日から10日までの1週間は、危険物安全週間です。石油類をはじめとする危険物は、事業所などに幅広く利用されています。また、国民生活に深く浸透し、危険物に対する安全確保の重要性はますます増大しています。この機会に危険物を見直し、適正な取り扱いをしましょう。

危険物ってなに？

危険物とは、消防法に定められているもので、一般に次のような危険性をもった物品をいいます。

- ① 火災発生の危険性が大きい
- ② 火災拡大の危険性が大きい
- ③ 消火の困難性が高い

私たちの身近には、ガソリン・灯油などがあります。取り扱いに注意しましょう。

新しい住宅防火の時代へ

消防法の改正により、一般の住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅などについては、平成18年6月1日から施行されます。

全国の火災による死傷者の例を見ると、住宅火災で、しかも就寝中に多く発生しています。早期発見が大切な命を守ります。住宅用火災警報器の設置にご理解をお願いします。

住宅用火災警報器のQ&A

Q1 価格は？
どこに売っているの？
A 1個数千円です。
防災機器の業者やホームセンターなどで売っています。

Q2 どこに設置するの？
A 寝室・階段です。

問い合わせ

- 庄原消防署 ☎0824-72-9911
- 東城消防署 ☎08477-2-4005
- 庄原消防署西城出張所 ☎0824-82-2193
- 庄原消防署高野出張所 ☎0824-86-2955
- 三次消防署口和出張所 ☎0824-87-2455
- 三次消防署甲奴出張所 ☎0847-67-2282

Q3 設置はいつから？
A 新築住宅…平成18年6月1日以降の新築時。
既存住宅…平成23年5月31日までに設置。

Q4 点検は必要？
A 必要ありません。日常の手入れと電池の交換をしましょう。また10年を目安に本体ごと交換してください。
※詳しくは消防署へ問い合わせてください。また、これに伴い機器の押し売りなど、も予想されますので十分注意してください。

公文書の公開と個人情報の運用状況

総務課行政係 ☎0824-73-1123

平成17年度の庄原市の実施機関が持つ公文書の公開及び個人情報の運用状況をお知らせします。

市は、市民のみさんの公文書の公開を求める権利を明らかにし、市政に関する情報の公開について適正に行い、開かれた市政を推進することに努めています。

また、その一方で個人情報の保護が重要であることを認識し、市が保有する個人情報について、保護条例を制定しています。
※個人情報ファイルの届出件数とは、各課において個人情報を扱っている文書の届出件数のことです。

①公文書の開示請求などの状況 (H18.3.31現在)

請求を受けた機関	請求件数	公開・非公開決定などの内訳			
		公開	部分公開	非公開	不存在など
市長	28	22	1	—	5
教育委員会	12	11	—	—	1
合計	40	33	1	—	6

※情報公開に関する相談や公文書の閲覧などに応じるため、市役所本館2階に閲覧室を設けています。閲覧を希望される人は総務課までお問い合わせください。
なお、平成17年度の閲覧室での情報提供件数は、56件でした。

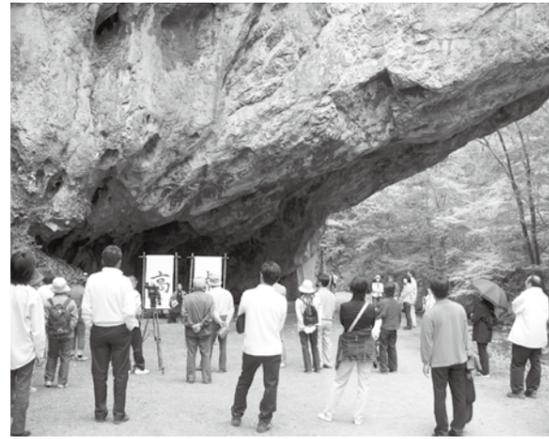
②個人情報ファイルの届出件数及び自己情報開示等請求件数 (H18.3.31現在)

実施機関区分	ファイルの届出件数	開示請求件数	公開・非公開決定などの内訳	
			公開	非公開
市長	126	1	1	—
教育委員会	13	—	—	—
選挙管理委員会	19	—	—	—
監査委員会	1	—	—	—
公平委員会	1	—	—	—
農業委員会	5	—	—	—
水道事業管理者	6	—	—	—
病院管理者	4	—	—	—
議会	2	—	—	—
合計	177	1	1	—

(平成17年度中、個人情報に関する訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。)

ぐるりしよーばら カメラレポート

大自然の中で、津軽三味線が響く 春の帝釈 雄橋コンサート



5月6日、新緑が彩りを添え始めた帝釈峡の天然記念物「雄橋」の下で、津軽三味線奏者、川本高虎さんのコンサートが開催されました。

津軽じょんがら節やロック調の曲などが演奏されると、大自然の中、高さ40メートルある石灰岩の岩橋が反射板となり、和の調べが溪谷に響き渡り幻想的な雰囲気になりました。来場者は「日頃



川本高虎さん

なかなか聴く機会のない津軽三味線だが、聴きなれた曲の演奏に親しみを感じることができた」と喜びました。

川本さんは地元鳥取県を中心に演奏活動をされていますが、阪神淡路大震災の後、各地でストリート演奏を続けられ、現在は大阪に拠点を置かれています。

神之瀬川の清らかな水質を保全

農業集落排水事業 高野中央地区通水式



高野中央処理施設での通水式

4月29日、高野町下門田「高野中央処理施設」において、農業集落排水事業高野中央

地区一部供用開始の通水式を行いました。

通水式では、高野中央地区農業集落排水組合を代表して、林廣実組合長が「この施設を活用してできるだけ多くの世帯が接続し、神之瀬川の浄化を進めたい」とあいさつしました。

平成11年度に農業集落排水事業調査に着手し、平成13年度に新規採択された本事業は、これまでに約23億円を投じ、管路埋設・中継ポンプ施設と処理場(第2期)などが完成しています。これから急ピッチで、新市・岡大内・中門田・下門田・上里原地区の各世帯や施設で接続が始まり、順次供用開始します。

美しい公園内を約1000人が力走 第5回国営備北丘陵公園マラソン大会



第5回国営備北丘陵公園マラソン大会が5月14日、園内の「つどいの里」で行われました。

地元庄原市の54人をはじめ、遠くは関東や関西などから1009人が参加。観客から拍手を受けながら、新緑の美しい園内を20キロ・10キロ・5キロ・2キロの4種目に分かれて力走しました。

子育て特集が高い評価

「広報しょうばら」が全国第2位



14ページの子育て特集を組んだ
広報しょうばら12月号

平成18年全国広報コンクール(社団法人日本広報協会が主催)の審査会が行われ、「広報しょうばら」12月号が広報紙(市部)の部門で第2位に入選しました。

受賞した「広報しょうばら」12月号は、少子化の中での子育て支援を特集した作品。産婦人科医確保の取り組みや市民サークルなど子育てを支えるさまざまな力を紹介しました。

コンクールには、各都道府県の代表作品46点が応募。企画内容や文章力、レイアウト、表現力などが審査され、審査員から「子育てに関するリアリティが感じられた。内容も丁寧かつ立体的な構成」と高い評価を受けました。

広報紙は、市民の皆さんからの情報があって作られます。貴重な時間を割いて取材にに応じていただいた皆さんをはじめ、ご協力いただいた全ての皆さん、ありがとうございました。

中国山地の文化「たたら」を学ぶ

備北丘陵公園たたら鉄づくり体験会

たたら鉄づくり体験会が4月22日・23日の両日、備北丘陵公園ひばの里工房で行われました。

「たたら」とは、粘土で築いた炉の中で、原料に砂鉄を用い、燃料に木炭、送風動力に轆を使用しておこなう日本古来から行われてきた製鉄技術のこと。

中国地方に古くから伝わる「たたら」を経験しようと、ボランティアや一般参加者約70人が参加。夜中の午前1時に火入れ式を行い、10時間以上に渡って炉に砂鉄と木炭を交互に入れる作業を繰り返し、日本刀の材料となる「玉鋼」を作りました。



足踏みの轆で風を送り、炎が燃え上がる



昔ながらの作業田植えを再現 比和町布見地区で賑やかに開催

5月14日、比和町布見地区で、昔ながらの作業田植えが再現されました。

この取り組みは、布見地区の皆さんが地元の活性化を目的に企画。布見地区の全戸と比和町内外から合わせて約200人が参加しました。

苗とりから始まった作業田植えは、艶やかに着飾った牛2頭による代かきの後、小学生からお年寄りまでの老若男女が『早乙女』となり、田植えを行いました。

横一列になった早乙女が、歌や囃子に併せて一斉に田植えを行う様子は、昔の農村風景そのもの。また、田植えの最中には、慣れない作業のため、子どもたちがあちこちで転倒する微笑ましい光景も見られ、大いに盛り上がりました。田植えが終わった後は、しし汁が提供され、「地域力」を結集した布見地区の取り組みに、参加者から大きな拍手が送られました。



春の味覚で笑顔広がる 野草もちつき・草木を食べる会

越原みこと会が5月20日、比和町三河内ふれあいの里越原で、「野草もちつき・草木を食べる会」を開催されました。

これは、やまなみ大学の「あっぱら文化伝承講座」として行われ、23人が受講。参加者は地元の方と一緒に、近くの山で山菜を採ったり、杵でヤマブドウ・ホウコウ・よもぎの3種類の野草餅をついたりしました。昼食は、炊き込みごはんや油炒め、おひたしなど、20数種類の山菜や野草を使って、地元の方が調理。「山菜の天ぷらは美味しい」「この山菜の名前は？」などと、交流を深めながら春の味覚を楽しみました。

越原みこと会では、このような体験講座を年7回計画され、次回は7月2日に、「ハンゲのちまき作り体験」が行われます。



テーブルいっぱいの山菜料理

地域で自立した生活を応援します 介護予防支援事業「オアシス」を開催

介護予防サービスの一環として、4月27日から総領地域で、65歳以上の方を対象に独自の地域支援事業「オアシス」をはじめました。

これは、元気な人が要介護にならないように、また要介護になってからも地域で自立した生活が送られるようにするため、4月から6カ月間、総領健康福祉センターで毎週木曜日の午前9時30分から2時間、ストレッチ体操やゲーム形式による頭の体操、調理実習などのサービスメニューを提供します。

第1回目は30人が参加し、体力測定などを実施しました。これからの高齢化社会は、元気な人から要介護の人まで地域でしっかり支えていくことが必要です。総領地域の65歳以上の皆さん、「オアシス」にぜひ一度お気軽に参加してください。



オアシスの開催場所「総領健康福祉センター」



体力測定中のオアシス参加者

登山や観察・キーホルダーも作ったよ!

釜峰山「ふれあいの森」森林教室

4月28日、口南小学校の児童75人が春の遠足を兼ねて、釜峰山国有林(森林浴公園)で森林教室を開きました。子ども達は、森林管理署の職員から森林が地球温暖化防止に役立っている話や、木の名前・高さ・樹齢当てクイズなどをしながら頂上をめざしました。

昼からは、丸太切り体験や桜・ヒノキの間伐材を使って、キーホルダーや人形作りを体験。子どもたちは1日中自然と触れ合いながら、緑の大切さや仕組みを学び、新入生との交流を深めました。



丸太切りに挑戦する子どもたち



公園内の釣堀

わー釣れたぞ! 大物だ 第10回ワクワク釣り大会in口和

5月5日、ほたる見公園を中心とした竹地川において、第10回ワクワク釣り大会が約100人の参加者で盛大に開催されました。

いかに良いポイントを確保するか、開始から1時間が勝負の分かれ目のようで、7時のスタートと同時に一斉に大勢の太公望たちが前日放流したヤマメ・ニジマスを狙い、釣り糸を川に浸けました。また、小さな子どもたちは、公園内の釣堀で目の前の獲物と格闘しながら、人の服を釣ったり、針をひっかけたりするハブニングを楽しんでいました。

11時の大会終了時間には、クーラーボックスを一杯にした釣り人が計量を済ませ、超大物賞・特別賞などそれぞれの成果を称えました。



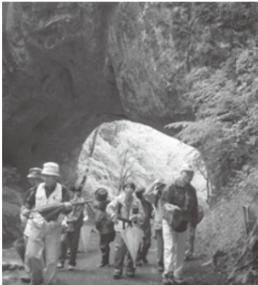
新緑のブナ林と草花ウォッチング 県民の森・帝釈峡でブナの花・山菜・山野草の観察会

中国山地の新緑が鮮やかな5月13日・14日の両日、広島県民の森が主催する「ブナの花、山菜、山野草の観察会」が行われました。

比婆科学振興会の金沢成三さんの説明を聞きながら1日目は帝釈峡を、2日目は県民の森公園内のブナ林を散策して、植生の違う植物を観察。参加者からは「新緑と草花がきれいだった」「丁寧な説明のおかげでしっかり観察ができた」などの声が聞かれました。

県民の森は、海拔800mから1,300mの高地にあって1164haのほぼ全域が国定公園に含まれる動植物の宝庫です。県民の森公園センターでは、年間を通して四季折々の自然を満喫できる観察会を行い、県内外から多くの自然愛好家が訪れています。

問い合わせ 広島県民の森公園センター ☎0824-84-2011



県民の森公園内
ブナ純林

帝釈峡

自治振興区で古代米の田植え 神話の里 熊野むらづくり推進協議会



西城町熊野地区の水田で5月14日、神話の里・熊野むらづくり推進協議会が「イザナミ」の田植えを行いました。

イザナミ米とは、古代から食されているモチ米の黒米で、平成2年頃から観光振興の一環として、西城町熊野地区で栽培されてきました。古事記神話にちなんで「イザナミ米」と名づけられ、今では特産品として定着しています。

住民のみなさん約30人が慣れた手つきで手植えをし、田植えの後は、地元の田植え作業の泥落としを兼ねた懇親会が行われました。

代表の田中雅嶽さんは「耕作放棄地が増えているが、休耕田の草刈作業に苦勞するより、この土地が地域のためになる方法を考えて始めた。熊野自治振興区が経営しているイザナミ茶屋では、イザナミ米を使って丼物、せんべい、餅などを販売している。多くの人に食べてほしい」と話されました。

プロの演奏にうっとり♪ 市内4中学校で広島交響楽団の演奏会



5月9日、比和中学校で、中・四国で唯一のプロオーケストラである広島交響楽団の演奏会が行われました。

NHK交響楽団の茂木大輔さんの指揮により、今年生誕250年になるモーツァルトが作曲した4曲を演奏。また、演奏の間には、茂木さんからユーモアを交えた楽器の説明や、プロの演奏家になるための極意、交響曲の特徴などについて紹介がありました。間近でプロの演奏に触れ、生徒たちは「きれいな音色でとっても良かった」と感激していました。

また、総領中学校や西城中学校、小奴可中学校でも演奏会が行われました。

新緑の中を駆ける 第17回比婆山国際スカイラン

5月21日、比婆山連峰で、第17回比婆山国際スカイランが開催されました。

午前10時、メイン会場県民の森をスタート。A(18.5km)、B(9km)、C(5km)の各コースに、京阪神、中四国、九州地方から集まった474人のアスリートが挑戦しました。

標高1,200m級の稜線を走るスカイランは、その過酷さにおいて国内有数の山岳マラソンとして知られ、国内外からトップクラスのアスリートが出場しました。

また、6km・2kmのハイキングコースも設定されています。のんびりと山登りや自然観察、森林浴を楽しみたい家族やグループなど県内各地からの参加者も多く、最近では自治振興区の行事として市民のみなさんの参加も増えています。広島県山岳連盟のガイドさんから山の話聞きながら、小学生から80歳代の高齢者まで133人がハイキングを楽しみました。



県民の森をいっせいにスタート



ハイキングコースに自治振興区で参加した明神町愛好会

みんなで火の用心 西城保育所「おひさま幼年消防クラブ」 防火パレード



はしご車体験

西城保育所の5歳児30人でつくる「おひさま幼年消防クラブ」が4月24日、西城町市街地で防火パレードを行いました。

「おひさま幼年消防クラブ」は、子どもの頃から防火意識を育てようと、昭和62年に結成されました。林野火災防止強化月間の4月に毎年パレードを行い、住民に火の用心を呼びかけています。

「火の用心」と染め抜いたそろいの法被の園児たちが「ほくたち、わたしたちは火あそびはしません」と防火の誓いを行って西城保育所を出発。拍子木を打ち鳴らし、「みんなで守ろう火の用心」と呼びかけながら、商店街1.5kmをパレードしました。

西城地域では近年、住宅密集地での火災が続いて発生しています。沿道の住民のみなさんは、園児の呼びかけに声援をおくり、防火への誓いを新たにしていました。





社会保険一日相談

年金を中心とした社会保険全般の相談を受けます。

●庄原地域
とき
6月13日(火)、7月11日(火)
10時～12時・13時～15時
ところ
備北地域事務所

●東城地域
とき
6月21日(水)、7月19日(水)
10時～12時・13時～15時
ところ
JA庄原東城支店

●三次社会保険事務所
0824-62-3107

心の健康相談

ストレス・対人関係の悩み、不眠やイライラ、思春期などの心の悩みや問題について相談を受けます。

とき
6月20日(火)、7月18日(火)

税務職員(高校卒業程度)

受験資格
昭和61年4月2日～平成元年4月1日生まれの方

試験日

第1次試験：9月3日(日)
第2次試験：10月12日(木)
10月19日(木)の間の指定する日

申込期間

6月20日(火)～27日(火)

※郵送の場合は27日の消印有効

申込先 人事院中国事務局
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30

082-2228-1183
申込書・パンフレットの請求

問い合わせ
広島国税局総務部人事第二課試験研修係

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30

082-2221-9211
または、お近くの税務署総務課へ



受付時間
13時30分～14時30分
ところ
備北地域保健所
※予約が必要です。

問い合わせ
備北地域保健所
0824-63-5181
(内線3342・3343)

身体障害者

定期相談(判定)会

「聴覚」6月15日(木)
受付は13時～14時
ところ
備北地域事務所
第3庁舎2階

※1週間前までに社会福祉課生活福祉係(0824-73-1166)へ相談・予約してください

人権相談(特設)

各地域で人権擁護委員が相談に応じます。

●庄原地域

とき

6月27日(火)、7月11日(火)
13時30分～16時30分

ところ
ふれあいセンター

●西城地域

とき
7月13日(木)

13時30分～16時30分
ところ
西城公民館

●東城地域

とき
7月6日(木)
13時30分～16時30分
ところ
東城老人福祉センター

●総領地域
とき
7月10日(月)
9時～12時
ところ
総領健康福祉センター

問い合わせ
庄原人権擁護委員協議会

0824-72-0311

相続登記申請の説明会

「親が亡くなって相続したけど、家や土地の登記名義はどうすればいいの?」「登記申請は難しそうだけど、私たちでもできるの?」など、相続を原因とする登記申請についてお悩みの方はおられませんか。法務局では、そんな市民の皆さんを対象に、相続登記申請に関する説明会を実施します。登記申請書の作成方法や必要な書類などについて、登記官が分かりやすく説明します。

とき
6月27日(火)14時～16時
ところ
広島法務局庄原支局



おっぱら文化伝承講座
ハンゲの
ちまきづくり体験

比婆山神話の里越原で、ちまきづくり体験を開催します。昔から受け継がれてきた伝統の技に触れることができ、この機会に、ぜひご参加ください。

7月2日(日)10時～14時
ところ
ふれあいの里越原

定員
20人(定員になり次第締め切ります)

問い合わせ
比和支所地域振興課

0824-85-2111

『紅梅通り七夕まつり』と『土曜夜市』

「庄原のまちなかを元気に」を合言葉に活動している「みんなのやりたいことワークショップ」では、紅梅通りを中心に浴衣で楽しむ「紅梅通



定員
20人
申し込み
郵便、FAXまたは電話により直接お申し込みください。

締め切り
6月23日(金)
※定員になり次第締め切りさせていただきます。

問い合わせ
〒727-0012
庄原市中本町一丁目20-1
広島法務局庄原支局

0824-72-0347

FAX 0824-72-3257



第23回道後山高原クロカンパーク親善ゲートボール大会

道後山高原の初夏の風に吹かれてさわやかな汗を流してみませんか。毎年、県内外から約70チーム、350人が集い熱戦を繰り広げるゲートボール大会の参加チームを募集します。

とき
7月9日(日)8時30分

ところ
道後山高原クロカ

TRITONES トウリトネス WBショー

映画・ドラマ・お台場「ウオーターボーイズ」出演者らによって結成された「トウリトネスWB」の水中パフォーマンスショー(約40分)
とき
6月10日(土)
開場18時30分・開演19時

ところ
庄原市西城温水プール「水夢」

料金
大人 1,500円

小人 1,000円(中学生まで/3歳以下無料・保護者同伴)

問い合わせチケット販売
温水プール「水夢」

0824-82-2446

道後山山開き つつじ祭

道後山の夏を告げる山開きの頃は、道後山のつつじも見ごろを迎えます。登山の安全を祈る神事、神楽、福餅まき、西城川太鼓などの催しがありたくさん。お誘い合わせのうえお越しください。

とき
6月18日(日)11時

ところ
道後山月見が丘山

ンパーク多目的広場
参加料
1チーム2,000円
申し込み問い合わせ
6月16日(金)までに所定の申込用紙を西城町観光協会事務局へ送付ください。先着70チームで締め切ります。

西城町観光協会
0824-82-2727

薬草探検隊

七塚高原に自生する薬草や薬膳料理を学ぶ薬草探検隊の参加者を募集します。

とき
6月17日(土)・18日(日)の1泊2日

※日帰り参加もできます。

ところ

高原の家七塚
講師
神田博史先生
木元典子先生

参加費
8,000円(宿泊・食事代・保険料・教材費などを含む)

定員
50人(定員になり次第締め切らせていただきます)

申し込み問い合わせ
高原の家七塚
0824-75-2033

クロカンパーク 自然観察会

希少な動植物が豊かに息づくクロカンパークの夏の自然観察会。専門家の説明を聞きながら、標高700mの道後山高原を散策してみませんか。

とき
7月2日(日)
受付
8時30分

スタート
10時(約2時間)

ところ

道後山高原クロカンパーク
参加費
大人200円(小学生から高校生は100円)

問い合わせ

道後山高原クロカンパーク
0824-84-2727



ロケットくれよん
コンサート

元保育士の子ども大好き
の男性2人組によるステージ、
小さな子どもから大人の方
まで幅広く楽しめる、心がほ
かばか温まるコンサートです。
とき 7月1日(土)14時〜

7月1日(土)14時〜
ところ 田園文化センター
鑑賞券 前売り1,000円
当日1,200円 3歳以上
一律

問い合わせ WAKU×2
する感動を親子で味わう会
代表 石原春美
☎0824-73-0930

梅雨のブナ林
自然観察会

雨をいただくブナ林と幻
のショウキラン、多飯が辻山
のスマイルの観察。6月10日か
ら6月のスペシャルデイナー
「美食会」が始まります。夕
食は県民の森のホテルで洋
食のフルコースをお楽しみ
ください。
とき 6月10日(土)〜11日(日)
ところ 広島県民の森
参加費 11,000円(1泊3食)

申し込み問い合わせ
広島県民の森公園センター
☎0824-84-2011

庄原市親善囲碁大会

囲碁文化の振興と市民の
交流を図る囲碁大会です。
とき 6月18日(日)9時〜
ところ ふれあいセンター
問い合わせ
実行委員会(山内公民館内)
☎0824-74-0451

文化講演会

演題 「頼香坪と庄原」
―杏坪柿に託された
民衆への想い―
講師 藤井登美子先生
とき 6月24日(土)
13時30分〜
ところ ふれあいセンター
問い合わせ
庄原市文化協会事務局
☎0824-72-4347

保健福祉

エイズ検査・相談
備北地域保健所では、無料・

匿名で受けられるエイズ検
査を毎月第2水曜日の13時
〜15時に行っています。検査
は事前に予約が必要です。当
日は保健師が問診及び採血
を行い、結果はその日のうち
にお知らせします。また、エ
イズ相談は随時、電話でも受
け付けています。どちらも秘
密は厳守されます。
とき 6月14日(水)13時〜15時
ところ 備北地域保健所
問い合わせ
備北地域保健所
☎0824-63-5181

不妊治療費
助成期間の延長

広島県では、指定医療機関
で、不妊治療(体外受精また
は顕微授精)に要した費用に
対して、1年度あたり10万円
を限度として、通算5年間助
成します(平成18年4月1日
から助成期間を、これまでの
2年から5年に延長しました。
申請は、治療が終了した日
の翌月から起算して2カ月
以内に、備北地域保健所など
の申請窓口で行ってください。
申請には、申請書のほか、医
療機関の証明書、住所や所得

その他

男女のパートナー
シップについて
考えよう

男女共同参画週間
6月23日〜29日
男性と女性が、職場で、学
校で、地域で、家庭で、それぞ
れの個性と能力を発揮でき
る「男女共同参画社会」。その
実現のためには、国や地方公
共団体だけでなく、市民のみ
なさんひとりひとりの取り
組みが必要です。
国や県は、女性団体などの
協力の下に、男女共同参画社
会の実現に向けた各種行事
や広報啓発活動を行ってい
ます。
■パネル展を開催します
市では、この期間中、ふれ
あいセンターで啓発パネ
ル展を行います。
私たちのまわりの男女の
パートナーシップについて、
この機会に考えてみませんか。
問い合わせ
人権推進課男女共同参画係
☎0824-75-0305

内閣総理大臣名の
書状を贈呈します

請求期限は平成19年3月31
日まで
先の大戦において、外地等
(事変地の区域又は戦地の区
域)に派遣され、戦時衛生勤
務に従事された旧日本赤十
字社救護看護婦及び旧陸軍
従軍看護婦の方(慰労給付金
受給者は除く)に対して、そ
のご苦労に報いるため内閣
総理大臣名の書状を贈呈し
ています。
◆ご本人またはご家族など
からのご連絡をお待ちして
います。
請求用紙は社会福祉課
(☎0824-73-1116
5)に用意しています。

税務

平成18年度
市県民税について

今回および昨年の税制改
正における、個人の市県民税
に関する主な改正点について、
お知らせします。

「生計同一の妻に対する市県
民税均等割の非課税措置の
廃止」
個人市県民税の均等割の納
税義務を負う夫と生計を同
一にする妻で、夫と同じ市内
に住所を有する場合の均等
割の非課税措置が廃止され
ています。

《均等割額(年額)》
市県民税 3,000円
県民税 1,000円

「定率減税の見直し」

定率減税が平成17年度ま
での2分の1に縮減されて
います。
減税額 個人住民税所得割
額の7.5%相当額(7.5%
相当額が2万円を超える場
合は、2万円)

「老年者控除の廃止」

平成18年度分から、老年者
控除(48万円)が廃止され
ています。

「人的非課税の範囲の見直し」

年齢65歳以上の者のうち
前年の合計所得金額が125万
円以下の者に対する非課税
措置が、平成18年度分から段
階的に廃止されます。(平成
17年1月1日において65歳
に達していた方の税額が、平
成18年度分は3分の1、平成
19年度分は3分の2、平成20
年度分からは全額となります。)
来年度以降に実施される
主な改正は、次のとおりです。

「税源移譲」

所得税から個人住民税へ
の税源移譲が行われます。
①税率の見直し
個人住民税所得割の税率
が10%(県民税4%・市県民
6%)の比例税率となります。
(平成19年度分)

「現行」

(課税所得)	(標準税率)
200万円以下の金額	5%
700万円以下の金額	10%
700万円超の金額	13%

「改正後」

(課税所得)	(標準税率)
一律	10%

「定率減税の廃止」

定率減税が廃止されます。
(平成19年度分)

「地震保険料控除の創設」

損害保険料控除を改組して、
地震保険料控除が創設され
ます。(平成20年度分)

屋外広告物の設置
屋外に広告物を設置する場合、法・条例により
許可が必要です

1 屋外広告物の規制

街や沿道にはポスター、立看板、広告塔など様々な広告物があり、これらの広告物は社会生活に役立ち、にぎわいや活気をもたらしめています。
しかし、無秩序に設置すると広告物が氾濫し、良好な景観や自然の風致が損なわれます。また、設置や管理が適切に行われないと落下や倒壊など災害を招きます。
このため広島県では、屋外広告物法の規定に基づき広島県屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持および公衆に対する危害の防止という観点から屋外広告物の規制を行っています。

2 屋外広告物とは

つぎの条件を全て満たしているものをいいます。
①常時または一定の期間継続して表示されるもの
②屋外で表示されるもの
③公衆に表示されるもの
④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するもの



原則、広告物を表示または設置する場合には、庄原市(一部広島県を含む)に申請書を提出して、許可を受けなければなりません。なお一部で規制の対象から除外されるものもあります。

問い合わせ

都市整備課管理係 ☎0824-73-1172

犬・猫の引き取り

6・7月の犬・猫の引き取りは、次の日程で実施します。なお、手続きには認印が必要ですので、持参してください。

日 程	場所および時間
庄原地域 毎月第1～第4火曜日 6月6・13・20・27日 7月4・11・18・25日	東公民館………11時～11時10分 市役所車庫前………11時25分～11時35分 敷信公民館………11時50分～12時
西城地域 毎月第1・第3木曜日 6月1・15日 7月6・20日	西城支所………9時～9時10分
東城地域 毎月第1・第3木曜日 6月1・15日 7月6・20日	小奴可研修センター………9時40分～9時50分 東城文化会館………10時20分～10時30分
口和地域 毎月第4木曜日 6月22日・7月27日	口和支所………11時40分～11時50分
高野地域 毎月第4木曜日 6月22日・7月27日	高野支所………13時20分～13時30分
比和地域 毎月第4木曜日 6月22日・7月27日	比和支所………13時50分～14時
総領地域 毎月第2水曜日 6月14日・7月12日	総領支所………9時40分～9時50分 (スクールバス駐車場)

献血のご案内

6月の献血は、次のとおり実施します。皆さんのご協力をお願いします。

実施日	会 場	受付時間
6月23日(金)	ジョイフル	11時30分～15時
6月26日(月)	西城保健福祉総合センター(しあわせ館)	10時～11時30分 12時30分～15時

■問い合わせ 保健医療課医療係 ☎0824-73-1155

市民ギャラリー「アート多愛夢」情報BOX

市街地の空き店舗を活用した、各種展示ができる市民ギャラリーです。

7月の展示案内

●小さな一品展(ミラサカ・セラミック・スタジオ)
4日(火)～9日(日)
10時～17時 ※入場無料

●問い合わせ
庄原市文化協会事務局 電話0824-72-4347(白川)
生涯学習課社会教育係 電話0824-73-1188
商工観光課商工振興係 電話0824-73-1179
※展示を希望される団体(または個人)はお申し込みください。使用料はいりません。



休日診療のご案内

6月・7月の休日診療については、次のとおりです。

●庄原地域	診療所名	電話番号
6月11日(日)	笠間 医院	0824-72-0535
18日(日)	田 淵 医院	0824-72-3900
25日(日)	藤 野 医院	0824-72-4646
7月2日(日)	庄原赤十字病院	0824-72-3111
9日(日)	毛 利 医院	0824-72-2863

※庄原赤十字病院については、救急患者に限ります。

●東城地域	診療所名	電話番号
6月11日(日)	細 川 医院	08477-2-0054
18日(日)	東 城 病院	08477-2-2150
25日(日)	瀬 尾 病院	08477-2-0023
7月2日(日)	こぶしの里病院	08477-2-5255
9日(日)	日 伝 医院	08477-2-2180

7月の九日市

庄原地域の市街地で、毎月9日に開催される市です。
と き 7月9日(日) 10時～
と ころ 中本町筋・下本町・中央通り
 ぜひお越しください。



市税 水道料金 下水道使用料

納付は **便利な口座振替で**

手続きは各金融機関の窓口でお願いします。

※残高確認も忘れないでください。
 ◎ 税務課収納係 ☎0824-73-1145
 ◎ 下水道課管理係 ☎0824-73-1175
 ◎ 水道課業務係 ☎0824-73-1197



人の動き(4月末日現在)

○人 口 43,525人(前年比-641人)
 男 20,626人(前年比-353人)
 女 22,899人(前年比-288人)
 ○世帯数 16,261世帯(前年比-13世帯)
 【外国人登録人口】
 ○人 口 305人(前年比+26人)

広報日記

突然の災害であなたは避難できますか? 今回の特集を通し、家庭や地域での防災の取り組み、自分自身の命を自分で守る「自助」、家庭や地域で助け合う「共助」、行政が行う「公助」の3つの役割が、くても人の命を助けることはできないと言われています。まずは家庭や地域で話し合ってください。今月から、カネフレポートのページを増やし、各地域の話題を多く掲載しました。地域の元気をどんどん紹介して、市全体を元気にしていきたいと思っています。地域や各種団体のニュース、広報紙で取り上げたいもの……など、ご感想や情報をお寄せください。



備北丘陵公園

だより



備北公園管理センター
☎0824-72-7000

「備北オートビレッジ」のインターネット予約がスタートします!

備北オートビレッジは、日本オートキャンプ協会(JAC)より、最高峰の基準である五つ星(★★★★★)を認定されているキャンプ場で、初心者の方でも安心、快適に過ごしていただけるように、大変充実した施設を完備しています。この度、備北オートビレッジでは、6月6日午前9時から、インターネットで

の予約を開始いたします。(一部のサイトを除く)これまでの電話による予約に加え、インターネットからも宿泊予約ができるようになります。ぜひ、皆様のご利用をお待ちしています。
 ※インターネット予約時の注意
 ○インターネット予約では、ID番号取得のため、名前・住所・電話番号・メールアドレスなどの入力が必要となります。
 なお、取得されたID番号はインターネットで予約される場合、必ず必要になりますので忘れないようご注意ください。
 ○インターネットでの予約受付は、ご利用日の3日前の17時までです。(例)8月15日の予約は8月12日17時まで)それ以降のご予約の受付



毎週土曜日に開催のキャンプファイヤー

テントを囲んで楽しいキャンプ

は電話のみになりますのでご注意ください。
 ※その他ご不明の点につきましては、ホームページでもご紹介いたしますので、参照ください。
 公園ホームページ
<http://www.bihokupark.go.jp/>
 問い合わせ
 備北オートビレッジ
 ☎0824-72-8800

食彩館しょうばら ゆめさくら

☎0824-75-4411

【6月のイベント情報】

- 絵手紙作品展示会
地元出身の作者が描きためた作品を展示します。
期 間 5月20日(土)～6月18日(日)
- 中国物産展
期 間 6月2日(金)～11日(日)
- お父さんの似顔絵を描こう!～父の日に贈ろう～
期 間 6月7日(水)～14日(水)
- ゆめさくら手作り講座～田舎の味作り～
と き 6月18日(日)10時～14時
講 師 小林富子さん(郷土料理研究家)
参加費 1,500円 定員20人
- お茶席
と き 6月25日(日)

ゆめさくら交流ホール・実技体験室は、料理講座・体験講座・作品展示会・研修会等にご利用いただけます。申し込み・問い合わせは事務室まで。

「ふれあい市長室」の日程

- と き 6月10日(土)、7月8日(土) 9時～12時
- と ころ 6月:本庁 7月:西城支所
※公務により実施できない場合もあります。
※道路の改良・維持・修繕などの要望、陳情は、事業担当課へお願いします。
■問い合わせ 情報推進課広報統計係
☎0824-73-1159

ハローワークサービスデー

ハローワーク庄原では、東城地域においてお仕事の相談、雇用保険の相談、その他の相談を毎月第2水曜日に行っています。

- と き 7月12日(水) 10時～12時 13時～15時
- 場 所 庄原市役所東城支所
※東城地域以外の方も相談できます。

発見! しょうばら

商工観光課観光交流係 ☎0824-73-1178

さわやかな初夏の風、目に優しい新緑、眩しいこもれび…。
 大自然の息吹を感じながら、キャンプを楽しんでみませんか？
 市内各地域には、露天風呂や川遊び、森林浴などが楽しめ、電源などの
 設備が整った人気のキャンプ場がたくさんあります。
 この夏休み、ぜひ家族や友だち、子ども会などでご利用ください！

■大鬼谷オートキャンプ場(高野地域)

広島県の最北端、高野町にある大鬼谷オートキャンプ場は、西日本で最大級のサイト数と充実した設備を備えたキャンプ場です。広葉樹林に囲まれた自然豊かな場内は、電源付きサイトやログハウス、露天風呂などが整備されています。また、場内を流れる清流では、川遊びが楽しめ、夏休みに行われるヤマメのつかみ取りは、多くのファミリーで賑わいます。



露天風呂

■庄原市森林体験交流施設 「帝釈峡まほろぼの里」(東城地域)

全9サイトのオートキャンプ場は、国定公園帝釈峡のすぐそばで、大自然を満喫できるキャンプ場です。すべて垣根でセパレートされ、1サイトに1基の水道と電源が完備されているので、キャンプ初心者でも安心です。また、隣接する帝釈峡博物展示施設『時悠館』で悠久の歴史を感じてください。



時悠館



■ひろしま県民の森キャンプ場(西城地域)

ミズナラ、カエデなどの落葉樹に囲まれ、小川が流れています。常設キャンプ場・キャンプファイヤー場・炊事棟を備えファミリー・グループなどと多彩なニーズに対応できます。また、川のせせらぎ・鳥たちのさえずりの中で森林浴を満喫できます。



■ほたる見公園(口和地域)

全20サイトのオートキャンプ場は、清流竹地川のほとりにあり、川遊びも楽しめます。また、6月下旬からは幻想的なほたるの乱舞も見られます。

主なキャンプ場一覧

- 国営備北丘陵公園備北オートビレッジ……庄原☎0824-72-8800
- 鉦原かねがらキャンプ場……総領☎0824-88-3062
- ほたる見公園……口和☎0824-87-2111
- 休暇村帝釈峡キャンプ場……東城☎08477-2-3110
- 大鬼谷オートキャンプ場……高野☎0824-86-2323
- 帝釈峡まほろぼの里……東城☎08477-6-0500
- 県民の森キャンプ場……西城☎0824-84-2011
- 休暇村吾妻山……比和☎0824-85-2331